

10年保存

基監発第 1202001 号
平成 20 年 12 月 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会
・経済産業省との通報制度等の運用について

中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会及び経済産業省との通報制度等については、平成 20 年 12 月 2 日付け基発第 1202001 号「中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・経済産業省との通報制度等について」（以下「局長通達」という。）により指示されたところであるが、この運用に当たっては、下記により実施されたい。

記

1 局長通達記の 2 の「通報事案」について

局長通達に基づく通報制度により通報を行うのは、労働基準監督機関において監督指導を実施した結果、労働基準法第 23 条、第 24 条、第 37 条又は最低賃金法第 4 条の法違反（ただし、軽微な法違反を除く。）が認められた事案であって、当該法違反の背景に親事業者による具体的な下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第 4 条違反に係る行為の存在が疑われ、かつ、下請事業者による公正取引委員会又は経済産業省への通報の意向を確認した場合とする。

2 局長通達記の 2 の「通報事案」の確認方法について

(1) 「法違反の背景に親事業者による下請法第 4 条の違反行為に該当する行為が存在しているおそれのある事案」とは、次のいずれにも該当するものをいうので、その確認に努めること。

ア 監督指導を実施した事業場の業種、事業内容等から当該事業場が下請

法第2条第1項ないし第4項（別添1参照）の適用対象となる取引を行っているもの

イ 当該事案の対象者が、下請法第2条第7項、第8項及び第9項（別添1参照）の適用対象となる資本金区分等に該当するもの

ウ 上記ア、イにより下請法の適用対象となる事業場において、労働基準法第23条、第24条、第37条又は最低賃金法第4条のいずれかの違反が認められた場合であって、下請事業者の申立て等から当該違反の背景に下請法第4条第1項又は第2項（別添1参照）の違反行為に該当する行為が存在しているおそれのあるもの

(2) 上記(1)の場合、労働基準監督機関においては下請法に基づく調査権限はなく、主に下請事業者の申立て等により下請法に違反する事実の聴取を行うこととするが、聴取の際、下請事業者から契約書、納品書等の違反事実に係る書類が提出された場合は、これらの書類により違反のおそれがあるか否かの確認を行うこと。

なお、下請事業者から取引状況等を聴取するに際しては、下請法に抵触する事実関係を把握しておくことが重要であることから、別添2の「下請取引の適正化に関する通報事案確認表」を活用し、これを下請事業者に記入させることにより具体的な状況の把握に努めること。

また、監督指導の際、下請事業者が希望する場合には、担当者が具体的な状況を聴取しつつ、確認表に記入することとしても差し支えないこと。

3 局長通達記の1(2)「相談窓口の教示等」について

局長通達記の1(2)の「公正取引委員会又は経済産業省への取次ぎ」は、別途送付する下請法に係るパンフレット等を配布し、公正取引委員会又は経済産業省における相談窓口等を的確に教示するものであるが、下請事業者の相談等に際し、必要に応じ、当該機関の担当者への事前連絡を行う等により相談対応が円滑に行われるよう配慮に努めること。

4 局長通達記の3の「通報の方法・時期」について

(1) 労働基準監督署において通報を行う場合には、別添3の「中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・経済産業省との通報制度に係る報告について」に別添2を添付の上、都道府県労働局を經由して本省監督課へ報告すること。

(2) 下請法に係るパンフレット等を配付した事業場数及び公正取引委員会又は経済産業省における相談窓口を教示した件数については、別添4により四半期ごとに翌月20日までに都道府県労働局を經由して本省監督課へ報告

すること。

5 労働基準監督機関からの通報に当たっての留意事項

(1) 本通報制度の運用に当たっては、労働基準監督機関は下請法に係る権限を有していないことに十分留意の上、通報事案の把握、取次ぎを適切に行うとともに、下請事業者に対しても無用の誤解を与えることのないよう、言動等に十分注意すること。

(2) 通報に当たっては、下請事業者と親事業者との間の取引関係への影響に十分留意する必要があることから、下請事業者の意向に十分な配慮を行うとともに、秘密保持に万全を期すこと。

なお、本通報制度は、通報した下請事業者が匿名を希望する場合であっても本制度の対象となり得るが、下請事業者から親事業者名を明らかにすることの了解を得られない場合は、本制度の対象とならないことに留意すること。

(3) 通報を行った事案については、個別の事案ごとに処理状況の回報はなされないことから、労働基準監督機関においては、受付後の通報事案の処理状況について把握できないものであることについて、下請事業者に対し、あらかじめ説明しておくこと。

また、通報後、下請事業者から処理状況を問われた場合であっても、労働基準監督機関においては既に通報済であるが、具体的な処理状況の説明を行うことはできないことについて丁寧な説明に努めるとともに、必要に応じ、当該下請事業者から照会があった旨、本省監督課を通じて公正取引委員会又は経済産業省へ連絡すること。

(4) 局長通達記の1のとおり、下請法違反の是正がなされるまで、労働基準関係法令違反の是正が猶予されるものでないことは言うまでもないところであり、下請法違反の改善の有無にかかわらず、労働基準関係法令違反については、所定の是正期日までに是正を行う必要があることについて、下請事業者に対し十分説明しておくこと。

(5) 本通報制度の運用に当たって生ずる下請法の解釈等の疑義については、本省において一括して公正取引委員会又は経済産業省へ照会することとしているので、これらの疑義等がある場合には、本省監督課に提出すること。

6 その他

(1) 通報事案の処理結果

通報した事案については、公正取引委員会及び経済産業省から、処理件数等の処理状況、措置結果の概要等についての回報が、別添5により6か

月ごとに行われることとなっているので、報告があり次第、都道府県労働局に対して情報提供することとする。

(2) 公正取引委員会又は経済産業省による説明

公正取引委員会及び経済産業省から、本通報制度に関わる労働基準監督機関の職員に対して下請法に係る説明を行う用意がある旨の申し出がなされているので、各局において説明を受けることとした場合には、本省監督課へ連絡すること。

下請代金支払遅延等防止法（抄）（昭和 31 年 6 月 1 日法律第 120 号）

第 2 条（定義）

- この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。
- 2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。
- 3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。
- 4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。
- 5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。
- 6 この法律で「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）
 - 二 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
 - 三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
 - 四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの
- 7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であって、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び

役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。) をするもの

- 二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条 に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条 に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号並びに次項第三号及び第四号において同じ。）をするもの
 - 四 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条 に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの
- 8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの
 - 二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの
 - 三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの
 - 四 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの
- 9 資本金の額又は出資の総額が千万円を超える法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成又は提供の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第七項第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ前項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第七項第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ前項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとするれば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は親事業者と、再委託を受ける事業者は下請事業者とみなす。

第4条（親事業者の遵守事項）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

- 一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。
 - 二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。
 - 三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
 - 四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
 - 五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
 - 六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
 - 七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。
- 2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによって、下請事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。
 - 二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。
 - 三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
 - 四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。

下請取引の適正化に関する通報事案確認表

[事案把握年月日：平成 年 月 日]

- 1 公正取引委員会又は経済産業省への通報等の希望の有無（希望するものにチェックしてください）
 通報を希望 公正取引委員会又は経済産業省への相談・申告を希望 いずれも希望しない
 （通報を希望する場合は、秘密保持に万全を期した上で、当該情報を基に親事業者にコンタクトする場合があります。匿名希望の有無は、2（7）に必ずチェックしてください。）

（以下、公正取引委員会及び又は経済産業省への通報を希望した場合に記入）

2 貴事業場の概要

- (1) 事業者名 _____
- (2) 所在地 〒 _____
- (3) 代表取締役 _____
- (4) 連絡先（電話番号） _____（ ）
 （FAX） _____（ ）
- (5) 資本金 _____万円
- (6) 親事業者から受けている委託内容
 （記入例：〇〇〇用部品の製造、〇〇〇のプレス加工、〇〇〇の修理）

- (7) 親事業者に対して、貴事業場の名称等を明らかにして調査を実施することの可否（匿名希望の有無）
 匿名希望 事業場名を明らかにしても問題はない

- (8)
- ア 通報希望者の氏名・役職 _____
- イ 通報希望者の連絡先 _____（電話番号）
 _____（携帯電話番号）
 _____（メールアドレス）

3 親事業者の概要

（親事業者名が明らかにできない場合は、通報の対象とはなりません）

- (1) 事業者名 _____
- (2) 所在地 〒 _____
- (3) 本店所在地 〒 _____
- (4) 代表取締役 _____
- (5) 資本金 _____万円
- (6) 貴事業場が実際に取引している事業場（名称と該当欄にチェック）

名称 _____ 本店 支店 営業所 工場

4 通報事案の概要（該当するものにチェックしてください）

- (1) 下請代金の減額
 当方に責任がないのに、あらかじめ決められた下請代金を値引き（減額）された。
 親事業者が、出精値引き、協力値引き、歩引き等と称して、下請代金を値引きした。
 親事業者が、既に発注したものにまで遡って、引き下げた新単価を適用した。
 親事業者が、書面での合意がないのに、銀行への振込手数料を下請代金から差し引いた。
 親事業者が、消費税相当額を支払わなかった。
 その他（ _____ ）
 証拠書類等がある

(2) 下請代金の支払遅延

支払期日が経過したにもかかわらず、下請代金の全部又は一部が未払いである。

- 親事業者が行う検査の遅れや親事業者の事務処理の遅れを理由に、支払期日が経過したにもかかわらず下請代金を支払わない（下請事業者の請求書提出遅れの場合も含む。）。
- 親事業者の支払制度が、月末納品締切り・翌々月末払いである。

その他（）
 証拠書類等がある

(3) 買ったたき

親事業者が、当方の製品等と同種又は類似の製品等に比べ著しく低い単価を一方的に決定した。

内容

証拠書類等がある

(4) 受領拒否

当方に責任がないのに、製品等（半製品・部品を含む。）の受領を拒否された。

内容（）

証拠書類等がある

(5) 不当返品

当方に責任がないのに、納入した製品等（半製品・部品を含む。）が返品された。

内容（）

証拠書類等がある

(6) 物品の購入強制・役務の利用強制

親事業者の指定する製品・サービスを強制的に購入・利用させられた。

内容（）

証拠書類等がある

(7) 割引困難な手形の交付

サイト（交付日から満期日までの期間）が長すぎる手形を渡された。

（繊維業は 90 日、その他の業種は 120 日を超えるものを指します。）

内容（）

証拠書類等がある

(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済

親事業者が有償支給する原材料等を用いて下請事業者が物品の製造等を行っている場合において、その原材料等が用いられた物品の下請代金支払日より早く、原材料等の対価を支払わされた。

内容（）

証拠書類等がある

(9) 不当な経済上の利益の提供要請

親事業者のために、金銭（例：協賛金）、労働力（例：手伝い店員）その他の経済上の利益を提供させられた。

内容（）

証拠書類等がある

(10) 不当な給付内容の変更、やり直し

発注の取消しや発注内容の変更をさせられた。受領した後にやり直しや追加作業を行わせる場合に親事業者がその作業に要した費用を負担しなかった。

内容（）

証拠書類等がある

(11) 報復措置

公正取引委員会、経済産業省に下請法第 4 条に係る違反の事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取り扱いをされた。

内容（）

5 その他特記事項（行為の内容、時期、状況等）

別添3

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局監督課長 殿

〇〇労働局労働基準部長

中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会
・経済産業省との通報制度に係る報告について

標記について、平成20年12月2日付け基監発第1202001号に基づき、下記の事業場について、下請法第4条違反のおそれのある事案を把握したので、別添のとおり、該当事業場に係る「下請取引の適正化に関する通報事案確認表」(写)を添付して報告します。

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省労働基準局監督課長 殿

〇〇労働局労働基準部長

中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会
・経済産業省との通報制度等に係る報告について

下請法に係るパンフレット等を配付した事業場数、下請法第4条違反のおそれがあり相談窓口を教示した件数等について、平成 年度第 四半期分を下記のとおり報告します。

記

		月分 (月 日 ～ 月 日 分)	月分 (月 日 ～ 月 日 分)	月分 (月 日 ～ 月 日 分)	合 計
1	下請法に係るパンフレット等を配付した事業場数	事業場	事業場	事業場	事業場
2	ア 下請法第4条違反のおそれがあり相談窓口を教示した件数 (労働基準法第24条等の違反の有無は問わない)	件	件	件	件
	イ 上記ア以外の場合で、事業者の意向等により相談窓口を教示した件数	件	件	件	件
	教示件数合計	件	件	件	件

※下請事業者にパンフレット等の配布により相談窓口を教示した場合は、1、2のいずれにも計上すること。

厚生労働省労働基準局監督課長 殿

公正取引委員会事務総局

経済取引局取引部下請取引調査室長

下請取引の適正化に関する通報事案の処理状況について（報告）

標記について、平成 年度（上・下）半期（平成 年 月から平成 年 月）分を、下記のとおり報告します。

記

1 処理状況

	前期繰越 件数	新規 受付 件数	対象外	当期処理済件数				次期繰越 件数
				措置		不問	計	
				勧告	警告			
計								

(処理済累計 (※))

	処理済件数 (対象外を含む)	対象外	処理済			
			措置		不問	計
			勧告	警告		
計						

※処理済累計：当年度に処理した件数の累計

2 措置結果の概要・処理事例等
別紙のとおり

別添5

(経済産業省処理分)

事務連絡
年 月 日

厚生労働省労働基準局監督課長 殿

経済産業省中小企業庁
事業環境部取引課長

下請取引の適正化に関する通報事案の処理状況について（報告）

標記について、平成 年度（上・下）半期（平成 年 月から平成 年 月）分を、下記のとおり報告します。

記

1 処理状況

	前期繰越 件数	新規受付 件数	対象外	当期処理済件数					次期繰越 件数
				措置			不問	計	
				措置 請求	改善 指導	警告			
計									

(処理済累計 (※))

	処理済件数 (対象外を含む)	対象外	処理済				
			措置			不問	計
			措置 請求	改善 指導	警告		
計							

※処理済累計：当年度に処理した件数の累計

2 措置結果の概要・処理事例等
別紙のとおり